

東浦町物品購入等事後審査型制限付一般競争入札取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東浦町が発注する物品の購入、機器等の賃貸借並びに清掃業務及び樹木剪定業務の委託（以下「物品購入等」という。）について、事後審査型制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、東浦町財務規則（昭和54年東浦町規則第3号）、東浦町物品購入等に関する事務取扱要綱及び東浦町物品等電子調達実施要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 一般競争入札の対象となる案件（以下「対象案件」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、一般競争入札が適当でないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 予算執行見込額が500万円を超える物品の購入及び機器等の賃貸借
- (2) 予算執行見込額が50万円を超える清掃業務及び樹木剪定業務の委託

2 前項に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認める案件については、東浦町入札審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て対象案件とすることができる。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 東浦町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 入札の公告の日から落札決定までの期間において、東浦町入札参加資格停止取扱要領に基づく入札参加停止又は入札参加見合せを受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 入札の公告の日から落札決定までの期間において、「東浦町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月14日付け愛知県半田警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) その他町長が必要と認める要件を満たしている者であること。

2 前項の各号に掲げる資格要件の判定は、入札日現在の状況による。ただし、入札日から落札決定日までの期間に前項に規定するいずれかの資格要件を満たさなくなったときは、入札参加資格を有してないものとみなす。

3 入札に参加する者の代表者は、1つの入札に重複して参加することができない。

(入札参加に必要な要件の決定)

第4条 前条第1項第5号により資格要件を定める場合は、審査会の審査を経て決定する。

(入札参加資格等の公告)

第5条 町長は、第3条に規定する入札参加者資格その他入札に関する事項を、公告するものとする。

2 契約担当課長は、入札公告の写しを東浦町ホームページ又はあいち電子調達共同

システム（物品等）（以下「電子調達システム」という。）に掲載するものとする。
（入札参加申請）

第6条 一般競争入札に参加することを希望する者は、入札書及び入札参加資格の確認のための必要書類（以下「必要書類」という。）を、所定の期日までに提出しなければならない。ただし、別に指示がある場合はこの限りではない。

2 東浦町物品等電子調達実施要領第4条による電子入札を行う場合は、電子調達システムにより入札書を作成し必要書類を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

（落札候補者の決定）

第7条 一般競争入札において、予定価格の範囲内で最低価格で入札した者を落札候補者とし、落札候補者の次に低価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとする。

2 前項の落札候補者となる者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

（資格確認）

第8条 入札参加資格要件の確認は、開札日から起算して原則として4日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「土曜日等」という。）を除く。）以内に行わなければならない。

2 落札候補者が入札参加資格を有していないと確認した場合には、落札候補者の行った入札を無効とする。この場合においては、次順位者を新たな落札候補者とし、前条の規定により新たな落札候補者に対する次順位者を決定して、入札参加資格を有しているものが確認できるまで前項の入札参加資格の確認を行うものとする。

3 前項の場合の入札参加資格の確認期限は、新たな落札候補者を決定した日から2日（土曜日等を除く。）以内とする。

（落札者の決定又は入札参加資格要件不適合の決定）

第9条 町長は、落札候補者が入札参加資格を有していることを確認した場合は、落札者として決定の上、当該落札者に対して落札決定通知書（様式第1）により通知するものとする。ただし、電子入札を行う場合は、電子調達システムにより通知するものとする。

2 町長は、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、入札参加資格要件不適合と決定し、当該落札候補者に対して制限付一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第2）により通知するものとする。

3 町長は前項の確認をした場合は、審査会に報告するものとする。

（入札参加資格要件不適合理由の説明）

第10条 制限付一般競争入札参加資格確認結果通知書を受領した者で、入札参加資格を有していないと認められたことに不服がある者は、通知日から起算して5日（土曜日等を除く。）以内に町長に対して、入札参加資格を有していないと認めた理由について、書面を持参して説明を求めることができる。

2 町長は、前項の説明を求められたときは、当該説明を求める書面を受理した日から起算して5日（土曜日等を除く。）以内に書面により回答するものとする。

（秘密の保持）

第11条 第6条及び前条の規定により提出された書類については、返還及び公表をしないものとする。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、物品購入等に係る一般競争入札の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1（第9条関係）

年 月 日

落札決定通知書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

東浦町長

下記案件については、次のとおり落札者を決定しました。

記

- 1 件 名
- 2 開札日時 年 月 日 時 分
- 3 落 札 者
- 4 落札金額 円

様式第2（第9条関係）

年 月 日

制限付一般競争入札参加資格確認結果通知書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

東浦町長

下記案件について、入札参加資格がないことを通知します。

記

1 公告日 年 月 日

2 件 名

3 入札参加資格がないと認めた理由

4 その他

（1）入札参加資格がないとされた理由について、東浦町に説明を求めることができます。

（2）説明を求める場合には、年 月 日までに東浦町役場 部 課へ、その旨を記載した書面を提出してください。

一般競争入札参加資格運用基準（内規）

物品購入等の一般競争入札において求める参加資格の運用基準は、営業種目に関わらず、以下のとおりとする。

区 分	内 容																		
1 地域要件	<p>(1) 地域要件の基準は、次のとおりとする。</p> <p>ア 町内を要件とする場合 町内に当該営業種目の取扱いが可能な者が5者以上ある場合</p> <p>イ 町内及び準町内を要件とする場合 町内及び準町内に当該営業種目の取扱いが可能な者が5者以上あると想定される場合</p> <p>ウ 愛知県内を要件とする場合 愛知県内に当該営業種目の取扱いが可能な者が10者以上あると想定される場合</p> <p>エ 地域要件を定めない場合 当該営業種目が極めて特殊で県内本店及び県内支店業者で取扱い可能な者が10者未満と想定される場合</p> <p>(2) 前号の場合以外において、特に必要と思われる場合は、この限りでない。</p>																		
2 納入実績	<p>官公庁及び民間を問わず1件当たりの納入実績額の基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">求める納入実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">予算執行見込額</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">5,000万円以上</td> <td style="text-align: center;">1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,000万円以上</td> <td style="text-align: center;">5,000万円未満</td> <td style="text-align: center;">200万円以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000万円以上</td> <td style="text-align: center;">2,000万円未満</td> <td style="text-align: center;">100万円以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1,000万円未満</td> <td style="text-align: center;">80万円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特に必要と思われる場合は、この限りでない。</p>	区 分		求める納入実績額	予算執行見込額			5,000万円以上		1,000万円以上	2,000万円以上	5,000万円未満	200万円以上	1,000万円以上	2,000万円未満	100万円以上	1,000万円未満		80万円以上
区 分		求める納入実績額																	
予算執行見込額																			
5,000万円以上		1,000万円以上																	
2,000万円以上	5,000万円未満	200万円以上																	
1,000万円以上	2,000万円未満	100万円以上																	
1,000万円未満		80万円以上																	
3 納入実績期間	<p>官公庁及び民間を問わず求める納入実績期間の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 原則、4月を基準に過去5年間における当該営業種目の納入実績を求めるものとする。</p> <p>(2) 特殊な技術を必要とする営業種目又は需要が極めて異例な物品と判断される場合並びに年間を通して頻繁に発注がある営業種目の場合は、求める実績期間についてはその都度定める。</p>																		

※町内とは、東浦町内に本店を有することをいう。

※準町内とは、東浦町内に従業員を常駐させている営業所を有することをいう。

※愛知県内とは、愛知県内に本店又は従業員を常駐させている営業所を有することをいう。

平成22年10月 1 日制定